

第4回 弁済者代位と共同抵当・項目レジュメ

- (1) (a) 請求の趣旨・訴訟物・請求原因
求償権の根拠と459条2項の意味
弁済者代位の意義と機能
 求償権の確保、弁済の督促・促進、債務不履行の可能性減少による融資拡大
 法定代位（500条）と任意代位（499条）
求償特約による高い利率・遅延損害金と代位の関係
- (1) (b) 501条1号の付記登記の意味
 対抗問題（中田343頁）？⇒民法改正で制度を削除
 375条適用の可否
- (2) (a) 甲の競売によるG₂の配当受領額と残債権額
 共同抵当の同時配当と異時配当（392条2項の意義）
 物上保証人提供不動産における負担割付主義（392条1項）の適用の有無
 第三取得者Dの登場による影響の有無
 負担割付の前提となる「各不動産の価額」（392条1項）の解釈
 甲乙間での負担割付
 通説（？我妻・道垣内説）とその批判（501条3号・392条2項の場合との対比）
- (2) (b) 丙上の抵当権実行の場合におけるDによるG₂の権利への代位の可否
 乙上の抵当権実行の場合におけるDとEの関係
 通説と松岡説の対比
- (2) (c)
- (ア) CによるG₂のAに対する保証債権の代位
 弁済者代位における保証人と物上保証人を兼ねる者の地位（501条5号）
 頭数一人説（判例・多数説⇌保証人一人説） vs 二人説その他
 Aによる丙のEへの譲渡と代位割合
 CのAに対する請求可能額
- (イ) Cによる乙上のG₂の抵当権の代位行使の場合におけるGとの関係